

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業は公器である」との基本理念に基づき、当社とご縁のある全てのステークホルダーに対して責任ある経営を実現し、長期的な企業価値の拡大を図るために努力しております。そして、上場企業としての立場からは、株主の権利と利益を守るための健全な経営と、それを裏付ける経営監視機能及び適時適切な情報開示が最重要課題の一つであると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4】

現在の議決権行使率は約90%あるため、書面による議決権行使の方法に特段支障はないと考えております。従いまして、コスト等を勘案し、現時点では、議決権の電子行使手続きは行っておりません。

なお、招集通知の早期開示、早期発送、定時株主総会の集中日開催を回避すること等を行い、株主の皆様が議決権行使がしやすい環境の整備を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社は、過去において取引の維持・拡大、情報収集を目的とした純投資目的以外の目的で株式を取得いたしました。現時点において、情報収集が主な保有目的となっており、いわゆる政策保有株式としての株式の保有は行っておりません。

【原則1 - 7 関連当事者の取引】

当社は、取締役、取締役の2親等以内の親族および議決権を10%以上保有する主要株主等との関連当事者と取引を行う場合、あらかじめ取引条件およびその決定方法等の妥当性について検討します。その後、取締役会規程に基づき、必要に応じて取締役会で必要な手続きを経ることとしております。また、当該取引の条件およびその決定方針等につきましては、招集通知および有価証券報告書等で開示を行っております。

【原則3 - 1 適切な情報開示】

(i) 経営理念、経営戦略および経営計画については、当社ホームページにおいて、開示しております。

・ 経営理念 <http://www.komeri.bit.or.jp/aboutus/index.html>

・ 経営戦略 <http://www.komeri.bit.or.jp/company/index.html>

・ 経営計画 事業年度ごとの業績の見通しにつきましては、決算短信等で公表しております。また、中期経営計画につきましては、2016年4月26日に公表しております。 http://www.komeri.bit.or.jp/ir/finalaccounts/2016/komeri_midplan.pdf

なお、2018年3月期までの進捗が計画を下回ったため、2019年3月期の営業収益を3,580億円に、営業利益を187億円にそれぞれ修正しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、有価証券報告書「6. コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

(iii) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針につきましては、本報告書「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示の内容」および有価証券報告書で開示しております。

執行役員の報酬につきましては、執行役員規程に基づき、取締役会において決定しております。

(iv) 執行役員の選任および取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、以下の通りです。

・ 執行役員につきましては、性別を問わず、これまでの業務経験、実績、課題遂行能力等を総合的に勘案し、代表取締役、他の業務執行取締役および人事担当執行役員で協議のうえ、取締役会で決定しております。

・ 社外を除く取締役および監査役につきましては、性別を問わず、これまでの業務経験、実績、課題遂行能力等を総合的に勘案し、代表取締役、他の業務執行取締役および人事担当執行役員で協議のうえ、原則として、執行役員経験者(監査役においては取締役または執行役員経験者)の中から候補者を選定し、取締役会において株主総会付議案として決議し、株主総会に提案しております。

・ 社外取締役につきましては、当社の社外役員の独立性基準を満たしたCEO経験者または出身各分野における経験・実績・知見を有し、経営の実務経験を有する方であって、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責任を果たす資質を備えた方を中心に候補者を選定することとしております。

・ 社外監査役につきましては、当社の社外役員の独立性基準を満たした法律や財務・会計等の専門知識を有する方または企業経営や小売業界に精通した方であって、それらを当社の監査に反映していただける方を中心に候補者を選定することとしております。

(v) 取締役の個々の選任理由につきましては、株主総会参考書類で開示しております。また、社外取締役および社外監査役の選任の理由は、本報告書「取締役関係」「会社との関係(2)」および「監査役関係」「会社との関係(2)」にも記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、経営の意思決定と業務執行を分離し、業務遂行の責任の明確化を図っております。

取締役会規程、常勤役員会規程および職務権限表におきまして、経営陣に対する委任の範囲を定めております。取締役会および常勤役員会の

役割分担につきましては、本報告書「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効活用】

当社は、社外役員の独立性基準を定め、その基準を満たし、かつ、豊富な経験と見識に基づき当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責任を果たす資質を備えた独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4 - 9 社外取締役の独立性基準および資質】

当社は、社外役員の独立性基準を定めております。当該基準の概要は有価証券報告書にて開示しております。また、社外取締役の選任理由は、本報告書「取締役関係」「会社との関係(2)」に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、取締役会が戦略的意思決定とコンプライアンスの強化を図り、経営環境の急激な変化に対応できるよう、「執行役員制度」「取締役の任期1年」「取締役及び執行役員の担当制」を採用し、経営的意思決定と業務執行を分離する体制を整えて、10名以下の少数の取締役で取締役会を運営することとしております。業務執行取締役は、性別を問わず、これまでの業務経験・実績・課題遂行能力等を総合的に勘案し、代表取締役、他の業務執行取締役および人事担当執行役員で協議のうえ、取締役会に諮り決定しております。社外取締役は、当社の社外役員の独立性基準および当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与する役割・責任を果たす資質を備えた方を複数名選任することとしております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社役員および役員候補者の「重要な兼職の状況」につきましては、招集通知の事業報告および株主総会参考書類、ならびに有価証券報告書等に記載しております。

また、社外役員の重要な兼職の状況につきましては、本報告書「取締役関係」「会社との関係(2)」および「監査役関係」「会社との関係(2)」にも記載しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、毎年1回、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。本年度は6月度開催の取締役会において分析・評価を行いました。本年度は、取締役会の審議状況、コーポレート・ガバナンスへの取り組み、ステークホルダー対応について議論を行いました。その結果、当社の取締役会の運営は適切に行われており、審議内容、時間も適切であり、当社の取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。一方で、ESGに関する開示が等身大で表現されていない事、従業員の更なる多様性を確保し、改善等対応が必要であるとの意見も出されました。

今後も成長戦略等の審議内容の充実を図り、将来的な企業価値の向上を目指し、取締役会の実効性を、より一層高めるよう努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与する役割・責任を果たす資質を備えた方を、取締役または監査役に指名しております。そのため、各取締役・監査役に対して、役員の責任と義務、法的リスク等の知識の習得の自己啓発を推奨するとともに、必要に応じて、社内研修会等の実施、また、社外研修を活用しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当役員および担当者を選任しております。IR担当役員および担当者は、インサイダー取引および秘密情報に関する社内規則を遵守し、経理部等の関係部署と連携を行ってまいります。

また、第2四半期および期末決算におきましては、決算説明会を開催するとともに、寄せられたご意見等につきましては、必要に応じて取締役会で報告を行うこととしております。

このような取組みを行い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目的とした適切な情報開示および建設的な対話に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社米利	13,734,642	27.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,804,700	5.54
捧 賢一	2,776,685	5.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,150,900	4.25
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,500,000	2.96
GOVERNMENT OF NORWAY	1,405,500	2.77
株式会社第四銀行	1,325,373	2.62
有限会社ささげ	1,300,647	2.57
捧 欽二	1,102,397	2.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,045,700	2.06

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

1. 上記大株主の状況は、2018年3月31日現在のものです。
2. 当社は、自己株式3,756,596株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。なお、持株比率は自己株式を除いて算出しております。
3. 2018年4月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが2018年3月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド	シンガポール共和国マリーナ・ブルバード10、#32-10、マリーナ・ベイ・フィナンシャルセンター・タワー2	2,161	3.97

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松田 修一	他の会社の出身者											
木内 政雄	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田 修一	○	早稲田大学名誉教授	(選任の理由) 長きにわたる大学教授としての専門知識と、幅広い視野及び他社における社外役員としての豊かな経験を活かして、当社の経営上の監督等に十分な役割を果たしていただけるとの判断から選任しております。 (独立役員に指定した理由) 同氏は、当社の意思決定に影響を与える取引関係は無く、一般株主と利益相反の生じる可能性は無いと判断し、独立役員に指定しております。

木内 政雄	○	株式会社U.P.n.P代表取締役	(選任の理由) 企業経営者としての幅広い視野と豊かな経験を当社の経営に活かしていただけたとの判断から選任しております。 (独立役員に指定した理由) 同氏は、当社の意思決定に影響を与える取引関係は無く、一般株主と利益相反の生じる可能性は無いと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を開催し、監査の実効を高めるよう努めております。また内部監査機能として「監査室」が、各部門の業務遂行状況の監査を定期的の実施し、業務改善の助言を行っております。監査役は「監査室」と必要に応じて会合を開催し、「監査室」は必要に応じ監査役に対し報告を行っております。

会計監査人は決算監査を実施した後、監査役会に対し会計監査についての監査報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田 善六	弁護士										○			
田久保 武志	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

藤田 善六	○	福田道路株式会社社外監査役、新潟縣信用組合監事を兼任 / 弁護士	(選任の理由) 弁護士としての法的な専門知識と経験を当社の監査に反映していただけるとの判断から選任しております。 (独立役員に指定した理由) 同氏は、当社の意思決定に影響を与える取引関係は無く、一般株主と利益相反の生じる可能性は無いと判断し、独立役員に指定しております。 また、同氏とは顧問契約を締結しておりませんが、同氏に対して弁護士報酬を支払っておりますが、その支払額は年間1,000万円未満であり、当社の意思決定に影響を与えるような取引関係はございません。
田久保 武志	○	株式会社コメリキャピタル社外監査役を兼任 / 公認会計士	(選任の理由) 公認会計士としての豊富な実務経験に基づく財務及び会計に関する幅広い見識を当社の監査に反映していただけるとの判断から選任しております。 (独立役員に指定した理由) 同氏は、当社の意思決定に影響を与える取引関係は無く、一般株主と利益相反の生じる可能性は無いと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

2010年6月29日開催の第49回定時株主総会の終結の時をもって、年功的かつ報酬の後払い的要素が強い役員退職慰労金制度を廃止し、2011年6月24日開催の第50回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション制度の導入を決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

経営に対する独立性を確保するため、社外取締役及び監査役につきましては、ストック・オプションの付与対象者としていません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬体系は、中長期的な企業価値を向上させ、収益性及び効率性の最大化を目指すとともに、更なるコーポレート・ガバナンスの向上を担う優秀な人材を確保することを目的としたものとしております。

なお、退職慰労金制度は、2010年6月29日開催の第49回定時株主総会の終結の時をもって廃止しております。

a. 取締役

(a) 報酬体系

取締役の報酬は、月額報酬と業績連動報酬(株式報酬型ストック・オプション及び賞与)を基本とし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとしております。

独立性が求められる社外取締役の報酬につきましては、月額報酬のみとしております。

(b) 報酬枠

・月額報酬及び賞与

年額4億円以内(使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない)

・株式報酬型ストック・オプション

年額1億5,000万円以内(1,500個を上限)

(c) 報酬の決定方法

基本報酬及び賞与につきましては、各取締役(社外取締役を除く)の「課題の達成度」や「業績貢献度」等を勘案し、当社が定めた一定の評価基準に基づき、取締役会の決議により決定しています。また、株式報酬型ストック・オプションにつきましては、株式報酬型ストック・オプション規程に基づき取締役会の決議により決定します。

b. 監査役

(a) 報酬体系

経営に対する独立性を確保するため、月額報酬のみとしております。

(b) 報酬枠

年額6,000万円以内

(c) 報酬の決定方法

監査役の協議により決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の専従のスタッフは置いておりませんが、内部統制担当の社員及び経理部・監査室・法務室所属の社員が社外取締役及び社外監査役の業務を補佐し、業務監査及び会計監査と連携できる体制を確立しております。

また、社内の取締役に準じて情報の提供等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0 名

その他の事項 更新

当社には、現在該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現在当社は、取締役会・監査役会を設置し、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

a. 取締役会

・取締役会は取締役8名(うち社外取締役2名)で構成され、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な政策に関する事項を決議し、業務執行状況を監督しております。原則として月1回、定期的開催されます。

・経営の意思決定と業務執行を分離し、業務遂行責任の明確化と組織の活性化を図るため、執行役員制度を2003年6月から採用しております。

・取締役の経営責任を明確化し、経営環境の急激な変化に、より迅速に対応できる経営体制を構築するため、2013年6月21日の定時株主総会において、取締役の任期1年化を決議しております。

・2014年3月より更なる組織運営の効率化を図ることを目的として、取締役及び執行役員の受け持つ職能について担当制を採用するとともに、2014年6月より代表取締役を2名から1名とし、より機動的な経営判断の実施及び経営体制並びにコーポレート・ガバナンスの強化を目指しております。

・2015年6月25日開催の定時株主総会において、社外取締役1名増員し、社外取締役2名体制といたしております。

b. 常勤役員会

常勤の取締役・監査役及び執行役員をもって構成し、日常の業務に関して意思決定を行っております。

原則として月1回、定期的開催されます。

c. 監査役会

当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、監査役会規程に基づき、法令及び定款に従い監査役の監査方針を定めると共に、各監査役の報告に基づき監査報告書を作成しております。

d. 内部統制委員会

内部統制委員会は、当社の主要各部及び連結子会社より選任された各委員が中核となり、金融商品取引法に定められた「内部統制報告制度」に対する社内体制の整備・運用と有効性の判断を行い、経営者に報告を行っております。

e. コンプライアンス委員会

当社は、誠実かつ公正な企業活動を実践するために、コンプライアンス委員会を設置し、原則として月1回、定例会を実施しております。その活動内容は、社内の重要な会議で、年2回、定期的に報告等しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「執行役員制度」「取締役の任期1年」「取締役及び執行役員の担当制」を採用し、独立性が高い社外取締役2名、社外監査役2名を株主総会で選任しております。その結果、業務執行機能が分離された取締役会は、少数の取締役での運営となり、戦略的意思決定とコンプライアンスの強化が図れるとともに、経営環境の急激な変化に対応できる体制が構築されていると判断するため、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に先立って、招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主様が出席しやすいように、いわゆる株主総会集中日を回避した開催日を原則としております。
その他	当社ホームページに、招集通知・決議通知・議決権行使結果を掲載しております。 また、招集通知の発送の1週間前に当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト上に招集通知の内容を掲載し、早期の情報開示に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期第2四半期決算、期末決算発表後に決算の説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算補足資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	次の者がIR活動のための具体的方策の企画及び実施を行っております。 取締役 執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー 早川 博 経理部リーダーマネジャー 佐々木 学	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コメリグループ行動指針に行動基準を規定し、実施しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、ホームセンター事業を通じて地域社会への貢献に取り組んでおります。 ・1990年にコメリ緑資金を設立し、以来28年間に渡り、毎年利益の1%相当額を原資として、地域の緑化活動や農業振興及び災害時における物資の安定供給の基盤整備、文化・社会貢献への還元事業を継続しております。1990年からの28年間の累計拠出額は、20億11百万円に達しております。 ・公益財団法人コメリ緑育成財団は、農業・園芸分野における生産技術・生産性向上に資する事業、地域の緑化活動への助成及びコメリ緑資金ボランティア等の活動を行っております。2017年度のコメリ緑資金ボランティア活動件数は350件、その累計件数は1万件を超えております。 ・NPO法人コメリ災害対策センターは、全国の各自治体、当社グループ及び協力企業が一体となるネットワークを構築し、災害発生時に必要な物資供給を迅速かつ円滑に行っております。2018年3月31日時点での全国の自治体との災害時支援協定の締結件数は、804件となっております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コメリグループ行動指針に行動基準を規定し、実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「コメリグループ行動指針」に基づく公正かつ適法な事業活動を行うため、コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に基づき、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、全社的なコンプライアンスの徹底を図る。コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正等を目的として、当社グループ従業員が利用できる「ヘルプライン」（内部通報制度）を設置する。内部監査機能としては、「監査室」が各部門の業務遂行状況の監査を定期的実施し、業務改善の助言を行う。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び「文書管理規程」「情報管理規程」等の社内規程に基づき、適切かつ検索性の高い状態で管理・保存する。企業情報の開示については、開示を担当する部署が社内情報を網羅的に収集し、適時に正確な情報を開示する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業上のリスクに関する情報を収集し適正に分析・評価した上で、中長期的な企業価値を向上させ、収益性及び効率性の最大化を目指すために、全社的なリスク管理体制の整備・構築・運用を行う。また、事業の継続に影響を与えるような重大な障害、事件・事故、災害等が発生した場合は、損害を最小限に抑えるため施策を講じる。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「職制及び業務分掌規程」「職務権限規程」等により、取締役及び執行役員等の決裁権限及び責任の範囲を定め、業務執行の効率化と意思決定の迅速化を図る。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「コメリグループ行動指針」に基づき、子会社が公正かつ適法な事業活動を行うため、コンプライアンス担当役員は、当社グループ全体のコンプライアンスを統括し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底を図る。また、子会社の業務全般について管理を行うため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社担当の責任者を置き、子会社のリスク管理を含めた業務全般について、必要な管理・指導体制を整備する。
- f. 反社会的勢力排除に向けた考え方
当社グループは、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、これを排除する。
- g. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、関係法令等に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- h. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役の職務を補助するため、使用人を置くことを監査役が求めたときは社内にて必要な体制を整備する。
- i. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
上記h.の使用人の取締役からの独立性を確保するため、同使用人の任命及び評価等は、監査役会と協議して行う。
- j. 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務遂行上必要な場合、上記h.の使用人が、取締役から独立して業務を行い、当社グループの取締役及び使用人がそれに協力する体制を整備する。
- k. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
監査役が当社グループの取締役及び使用人に対し報告することを求めたときは、速やかに適切な報告を行うための体制を整備する。また、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない体制を整備する。
- l. 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、当該費用又は債務の処理を行う。
- m. その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、取締役及び使用人からの職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程、並びに取締役及び使用人の職務の執行について監査の実効性の確保を図る。
代表取締役は、監査役と定期的に会合を開催し、監査役が意見又は情報交換等を行うことができる体制をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「コメリグループ行動指針」において、反社会的勢力、組織または団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては、断固として対決し、これを排除する旨の定めを行っております。

また、反社会的勢力からの不当要求の被害を防止するために、標準契約書に「反社会的勢力排除条項」を導入するとともに、各都道府県暴力追放運動推進センターが行う講習会に参加し、反社会的勢力排除に取り組んでおります。

万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合は、総務部を責任部署として、警察、専門家等と連携して対処し、毅然とした対応を行うこととしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

